

令和4年度事業計画

自 令和4年7月 1日
至 令和5年6月30日

1. 基本方針

世界を一変させた新型コロナウイルス感染症、力による一方的な現状変更という国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略、権威主義的国家による民主主義・自由主義への挑戦、一刻の猶予も許さない気候変動問題など我が国を取り巻く環境に地殻変動とも言うべき構造変化が生じるとともに、国内においては、回復の足取りが依然脆弱な中での輸入資源価格高騰による海外への所得流出、コロナ禍で更に進む人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化など、内外の難局が同時に、そして複合的に押し寄せている。

こうした社会課題の解決に向け国政では「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、当面の難局を乗り越えるためのマクロ経済運営の方針を示すとともに、成長と分配をともに高める「人への投資」を始め、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資を柱とする「新しい資本主義」の実現に向けた重点投資分野についての官民連携投資の基本方針を掲げている。

また、強靱で持続可能な経済社会に向けた防災・減災、国土強靱化の推進や東日本大震災等からの復興、国民生活の安全・安心に向けた基本的な方針を示し、その上で、これらの政策遂行の基盤となる強固で持続可能な経済・財政・社会保障制度の構築に向けた経済・財政一体改革の取組方針を示した。

全公連では、防災・減災と国土強靱化や所有者不明土地問題等の社会問題にも大きく貢献できる事業として、災害時復興支援事業と狹隘道路解消登記処理業務、官民境界確認補助業務、未登記処理業務、里道水路の地方分権譲与後の土地表題登記業務等の考察を行っており、これらの事業は、今年度も地図作成事業と共に公嘱協会の中心的事業として、公嘱協会の受託に向け、各担当部署における資料作成や広報活動を積極的に行い、公益目的事業の拡大に繋げていくことを考えており、また、今年度も重点的事业として、不動産登記法第14条第1項地図作成作業、国土調査法第19条第2項・第19条第5項による地図整備事業の分析・研究と発注官公署に対する改善提案及び公共事業への参画の推進を行うこととされている。

当協会も来るデジタル化社会に乗り遅れることなく、社会から必要とされる団体として更に発展するためには、土地家屋調査士業務の拡大は喫緊の課題であり、中でも、嘱託登記関連業務の適正・迅速な業務処理による発注官公署との信頼関係構築は、無くてはならない重点課題であると考えられる。公益目的事業の拡大を図ることが、社会貢献に繋がり、より一層社会に求められる団体となるよう、積極的に活動を行っていく。

2. 各部計画

1) 総務部

- a. 地区委員と理事の連携による官公署に対する相談助言活動
- b. 諸法令の検討、対応
- c. 諸規則の検討、見直し
- d. 社員及び新入社員への研修
- e. ホームページの管理運営
- f. 関係団体主催研修会への参加

2) 経理部

- a. 効率的な予算執行、経費支出の管理及び削減
- b. 会費納付期限の厳守
- c. 特定費用準備金積立金等、法令を遵守した適正な資産運用
- d. 公益法人会計と税務における法令遵守のための情報収集・検討

3) 業務部

- a. 業務管理システム運用における品質管理の徹底
- b. 業務管理体系の確立
- c. 講座事業と相談・啓発活動
- d. 事業を通じての地域貢献
- e. 地図作成委員会の運営